

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード
1 訪問型サービス(独自・相当) サービスコード表

令和7年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1,176単位			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割の場合 39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2,349単位			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12 日割			日割の場合 77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割の場合 123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置 未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合		-1	1日につき		
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		(1)1週に1回程度の場合	-12	1月につき		
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	-1	1日につき	
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合	-23	1月につき		
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	-1	1日につき		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位 加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位 加算		100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245／1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224／1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182／1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145／1000 加算			